

徳之島町農業委員会

第7回定例会

議事録

令和6年7月16日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和6年7月16日（火）午前9時30分から
2. 開催場所 1階多目的ホール
3. 議事日程
 - 第1 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について（12件）
 - 第2 議案第21号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）
4. 委員

	出席	13人	欠席	1人					
1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一				
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子				
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文				
4番	出席	崎 田 広 光	11番	欠席	内 博 行				
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造				
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法				
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸				
5. 農地最適化推進委員

	出席	4人	欠席	0人					
1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠				
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希				
6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁				
次長	川 田 隆 博				
主事	米 島 武勇幾				
7. 鹿児島県農業会議 大槻 博課長
鹿児島県大島支庁 大山 剛史主査

事務局

おはようございます。時間が過ぎましたが、7月の定例を始めたいと思います。始める前に紹介をさせていただきます。

鹿児島県農業会議の大槻課長がいらしております。

そして、県大島支庁農林水産部の方から大山主査も来ていただいております。宜しくお願ひ致します。

議長

ではこれより令和6年7月の定例会を行います。

本日は、11委員が出張と言う事で欠席となっております。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が12件、農地中間管理権及び利用権の設定が1件、合計13件となっております。

署名委員は、4委員と5委員になっておりますので宜しくお願ひします。議案は一括して、事務局の方で説明する事に致します。補足がありましたら審議の段階で担当委員からお願ひ致します。

それでは議案20号、農地法第3条の規定による許可申請について受付番号32号から43号まで、事務局より一括して説明をお願ひ致します。

事務局

おはようございます。それでは事務局の方から説明致します。

受付番号32号、金見の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、山の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、畑の1,685㎡。権利取得後の面積が、4,016㎡です。農業の縮小で規模拡大です。〇〇万円で反当たり〇〇万円となっております。

同じく受付番号33号、金見の〇〇〇〇さんさん〇〇歳。譲受人が、同じく山の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、畑の1,478㎡。権利取得後の面積が、4,016㎡で、農業の縮小で規模拡大、〇〇万円の反当たり〇〇万円です。

続きまして受付番号34号、山の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が花徳の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、田の19㎡と畑の1,889㎡、計の1,908㎡。権利取得後の面積が、1,908㎡。農業の縮小、新規就農となっております。姉妹関係であるそうです。贈与の受贈です。

受付番号35号、兵庫県、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が458㎡。権利取得後の面積が458㎡。農業の縮小、新規登録です。〇〇万円の反当たり〇〇万円です。

続きまして受付番号36号、譲渡人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、11,025㎡。権利取得後の面積が11,025㎡の農業の廃止で新規就農となっております。〇〇〇〇さんは、お父さんの〇〇〇〇さんとやっておりましたが、〇〇さんの名義で申請するとの事で新規就農にしております。全部で〇〇〇万円の反当たり〇〇万円です。

受付番号37号、亀津の〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が亀津の〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,523㎡。権利取得後の面積が34,233㎡。農業の縮小で規模です、〇〇万円で反当たり〇〇万円です。

続きまして受付番号38号、尾母の〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、2,063㎡。権利取得後の面積が、15,357㎡。農業の縮小の規模拡大です。〇〇万円の反当たり〇〇万円です。

続きまして受付番号39号、亀津の〇〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が喜念の〇〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,511㎡。権利取得後の面積が1,511㎡。農業の廃止の新規登録となっております。〇〇の〇〇になるそうです。〇〇さんがお亡くなりになり、〇〇の〇〇さんに畑を返す形になります。

受付番号40号、日置市、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、伊仙町、〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、541㎡。伊仙町で耕作がありまして、権利取得後の面積が、16,129㎡。農業の廃止で、規模拡大です。〇〇万円で購入してまして、反当たり〇〇〇万円となっております。

続きまして受付番号41号、亀津の〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が白井の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,649㎡。権利取得後の面積が6,236㎡。農業の縮小で規模拡大です。〇〇万円の反当たり〇〇万円です。

受付番号42号、愛知県の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、5,780㎡。権利取得後の面積が、13,010㎡。農業の廃止で、規模拡大です。〇〇〇万円で反当たり〇〇万円です。

続きまして43号、これにつきましては、先月、適格証明を出しました案件であります。競売物件です。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん。申請区分面積

事務局

が、4,646㎡。権利取得後の面積が、285,598㎡。農業の廃止で規模拡大です。〇〇万円で反当たり〇〇万円になっております。審議の程宜しく願います。

議長

これから議案20号について質疑を行います。受付番号32号について質疑のある方は、挙手をお願い致します。採決します。受付番号32号について許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号32号について、質疑のある方は挙手を持って宜しく願います。無ければ質疑を打ち切りたいと思います。採決に入ります。

受付番号32号について、許可する事に賛成の方の挙手を持って宜しく願います。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号33号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切りたいと思います。採決に入ります。受付番号33号について、許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号34号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号34号について許可する事に賛成の方の挙手を持って宜しく願います。

[全員挙手]

議長

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号35号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

8委員

ちょっと補足しますが、〇〇〇〇君の畑の隣に、〇〇〇〇さんの畑がありまして並んで、〇〇〇〇君は〇〇にいますけど、458ですけど今親の畑を約1町歩ぐらいやっています。面積458ですけど何ら問題なく1町歩ぐらいやっています。以上です。

4委員

この〇〇さんの今、新規登録と言うことは・・・

8委員

まだ親の応援というみたいな感じで・・・もう親は、とりあえず引退している感じで・・・

事務局

事務局上、農地台帳の方で新規登録と言う形で。

議長

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号35号について、許可する事に賛成の方の挙手を持ってお願いします。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号36号について、質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号36号について許可する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号37号について、質疑のある方は、挙手を持ってお願い致します。ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号37号について許可する事に賛成の方の挙手を持ってお願い致します。

[全員挙手]

議長

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号38号について、質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号38号について許可する事に賛成の方の挙手を持ってお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号39号について、質疑のある方の挙手を持ってお願い致します。

2委員

〇〇〇〇さんの〇〇さん、〇〇さんが亡くなったと思うんだけど、〇〇歳で新規登録と言うのはちょっとおかしいと思うので、出来たら贈与の受贈でいいのではないかと・・・。

事務局

すいません。贈与の受贈です。

2委員

〇に土地を、〇〇が亡くなったから～聞き取れず・・・。

事務局

すいません。贈与の受贈で、現場も14委員と確認しまして、〇〇さんの〇〇、〇〇さんも元気でじゃがいもを作ると言う事でした。

議長

他に質疑はございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号39号について、許可する事に賛成の方の挙手を持ってお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号40号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

4委員

宜しいですか。補足なんです、反当たり〇〇〇万と言うのは高いんですが単価が、この〇〇さんもう全部〇〇〇の方で先生してて、〇〇〇に住んでいまして、もう島に帰って来ないと言う事で、土地がですね〇〇〇〇〇の上の方の高台なんですよね、〇〇さんがそこを買って、今作物、〇〇さんと言う方が借りてやってるんですが、そこを〇〇さんが買って～聞き取れず・・・。

議長

他に質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号40号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号41号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

質疑は、ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号41号について、許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号42号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

2委員

～聞き取れず・・・。

議長

他はございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号42号について、許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

続きまして受付番号43号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号43号について、許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

議長

[全員挙手]

はい全会一致で許可する事に致します。

次に議案21号、農地中間管理権及び利用権の設定について事務局より説明をお願い致します。

事務局

はい2ページ目からご覧下さい。受付番号3号になります。農地利用集積等促進計画の一覧です。ナンバー1からナンバー22までの22筆となっております。

譲受人が、左の方から〇〇〇〇さんから9名で、譲渡人が、右側になります〇〇〇〇さんから、次のページまでで10名となっております。賃借期間としましては、3年・5年・10年と言う形となっております。支払方法は、請求なしの使用貸借となっております。お目を通していただき審議の程宜しくお願い致します。

4委員

宜しいですか、この中間管理権の設定なんですが畑総と言うか～聞き取れず・・・。

事務局

そうですね。登記簿で境界がはっきりしている所、面積がはっきりしている所を、農地中間で進めると言う事で、畑総入ってる所、基盤整備・地積調査が入っていれば結べます。また所有者が亡くなってる場合は、相続人の過半数の同意が得られれば貸借契約が結べますので推進の方お願い致します。

議長

他に質疑はございませんか。

2委員

様式が今度から変わっているようで、借りる期間今まで10年だったのが、3年に結構なってるんだけど、上からちょっと説明して、今回から様式が変わってるから。

事務局

契約期間としましては、推進する中で事務局として長い期間受け手も借りたいと言う事で、10年をお願いしていますが、貸し手の方が短い方にしてもらえないかと言う時は、3年・5年と言う形で、期間が短くなっております。

〇〇〇〇さん〇〇委員でもありました、3年としていますが、本人が長く出来ないと言う事で3年で結んだ形にしております。基本としては、10年と言うのをお願いしています。

2委員	これは借りる方が3年、貸す方じゃなくて。普通は、借りる側を守る為に長く10年とかしてきたんだけど・・・今回、〇〇さんが3年、〇〇さんが3年と言う事で、耕作する側がもうこれと決めたら。
事務局	両方意見がある場合。それはまた〇〇さんから補足があれば・・・。
中間管理推進員	～聞き取れず・・・。
2委員	～聞き取れず・・・。
議長	<p>他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号3号について、承認する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。</p> <p>[全員挙手]</p> <p>はい承認する事に致します。</p> <p>以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。</p>

令和6年7月16日

署名委員

平 山 正 也

嶺 田 正 秀